

2013年6月14日

森脇ひさき

(森脇議員)

1. 地方自治のあり方について

さっそくですが、通告に従い質問させていただきます。

まず、先般発表された「岡山県行財政経営指針（仮称）」骨子（案）についてうかがいます。このたび知事は「行財政経営」と、自治体行政の分野ではあまり聞きなれない「経営」ということばを使われました。もちろん自治体の運営について、経営という言葉を使うことはまちがいでないことは承知しておりますが、いくつかうかがっておきたいと思います。

1つは、その「経営」ということばですが、知事はどのような考えでこの言葉が使われたのかおうかがいします。

2つめは、自治体経営への住民参加についてです。知事は「顧客重視」ということを述べておられますが、指針骨子（案）には、「住民参加」に関する項目がありません。NPO等との連携・協働という項目はありますが、同時に、地域の住民ひとり1人が自らの意志と責任で地域づくりや政策形成の過程に参画するという意味の住民参加、住民を自治体経営を担う主体として位置付けることも大事だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、道州制についてうかがいます。国会では道州制推進基本法案提出の動きとなっています。知事は提案説明で「真の分権型社会に相応しい行政システムの在り方に関する議論に関わっていきたい」と述べられました。問題はどのような立場で議論をするかだと思います。全国町村会は法案提出に断固反対という姿勢ですし、岡山県町村会も慎重に審議をと、法案提出前に十分な議論をするよう求めています。

道州制問題は、分権社会の構築に結びつくから結構というわけにはいかないと思います。地方自治とは何か、誰のためにあるのか、その原点が問われる問題だと思います。そもそも道州制は、住民の側から出た話ではありません。町村会等も指摘するように、いわゆる平成の市町村合併の総括もなされていません。そんななかで拙速に法案提出をおこなうことは、国から地方への押し付けであり、地方分権に反することと言わなければなりません。道州制について知事はどう考えておられるのか、どのような立場で議論に参加されるつもりなのか、お示しいただきたいと思います。

(知事答弁)

共産党の森脇議員の質問にお答えいたします。

地方自治の在り方についてのご質問であります。

まず、岡山県行財政経営指針（仮称）骨子案のうち経営についてであります。厳しい財政状況

の中にあっても、教育県岡山の復活や産業の振興など直面する諸課題に対応し、県民満足度を高めしていく必要があります。そのためには、しっかりと将来を見据え、人材、資産等といった限られた資源を工夫しながら有効活用し、メリハリのある行財政運営を行うとともに、行財政基盤をより強固なものにしていかなければならないという思いから、あえて「経営」という言葉を用いたものであります。

次に、住民参加についてであります。骨子案では、県民のニーズを把握し、それを政策決定に生かすという趣旨である「顧客重視」を基本理念とするとともに、NPOや企業のほか、地域住民との連携・協働の推進についても記載しております。

こうした項目の中で、住民の行政への参画について、骨子案に盛り込んでいるところであります。

次に、道州制についてであります。私は、道州制も将来の行政システムとして有力な選択肢の一つであると考えておりますが、その導入の検討に当たっては、まずは、具体的な制度設計等を明らかにした上で、国民的な議論が行われるべきであります。

今後、道州制の導入に向けた議論が加速する状況となれば、まさに当事者として、地方分権の理念に沿った国全体の行政システムの最適化に資するのか、住民の福祉の向上に繋がるのかといった観点から、全国知事会等の場で、道州制の適否や、その在り方を議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 再質問

(森協議員)

ありがとうございました。再質問1つはですね、住民参加という点についてでございますけれども、確かにNPOだとかボランティア団体の連携・共同という項目はあるのは拝見しておりますけれども、そこを強調するというのは大事なことであるのはいうまでもありませんが、住民一人ひとりが政治に関わる、また関わるができるんであってその点もはっきりと示していただきたいというのが質問の趣旨なんです。その辺わかるように工夫をすべきではないでしょうか。もう一度伺いします。

(知事答弁)

住民参加に関して、NPOやボランティア団体の記述だけではなく、住民一人ひとりが参加するということを記述すべきではないかというご質問でございます。私、その趣旨には大変賛同いたしております。とにかく民主主義国家においては住民一人ひとりが主体でありまして、もっと例えば投票率を上げていかなければいけないと強く思っているわけですが、実際の指針の記述については、私とすれば網羅的なものではなく、強調するものを書きますので、私にとってはそれはもう本当に当たり前のことであって、強く思っているものの、記述の中に含めるかどうかは今後検討してまいりたいと思います。

(森協議員)

大切な課題ですから、そういう意味での住民参加、何らかのかたちで取り組んでいただきたく思います。

次の質問、道州制なんですけれども。道州制基本法案というのは単に議論を促進するあるいは議論するための法案ではないという風に私は思っています。まさに、道州制に一步踏み出すための突破口にしようとするところに狙いがあると思うんですね。そういう中で町村合併で町が壊れてしまったというお話は、秋の知事選挙の時にもたくさん聞かれたと思うんですね。そういう問題の総括もないままに、また道州制の国民合意もないままに一気に進めてしまわれかねない状況が生まれている。これに危機感を持っていらっしゃるわけですが、町村会の方たち特にですね、その点について、どういう議論をされるのかももう一度詳しくお願いします。

(知事答弁)

道州制について、道州制基本法案は住民の合意ないままに進められようとしているのではないかというご質問に関するお答えでございます。それぞれの立場の人がより良い仕組みを目指して、アイデアを出し合うということは大変すばらしいことだと思っております。ただ、どの仕組みが一番いいのかはあらかじめわかっているわけではございません。私自身は何か良さそうなものをどんと入れてしまって、後で大失敗だということになると、取り返しのつかないことになるので、戻れるような小さなステップを一つ一つ踏んでいった後で、振り返ってみれば随分遠くまで改善できたというのが、リスクのことですか、実際の成果、バランスを考えた上でいいやり方なのではないかと現在考えております。そういう面で道州制について、道州制は必ずいいものだから進めなければいけない、そういうような考え方で一直線に進めることについては懸念を持っております。是非とも国民的、別の言い方でいえば県民的な議論を積み重ねて慎重に考えていかなければいけないと思います。

(森協議員)

## 2. 景気対策について

鳴り物入りで宣伝されてきたアベノミクスですが、その正体が徐々に明らかになっています。金融操作によって株価上昇と円安を喚起する、この影響で原材料や燃油代金が高騰し、中小企業、農林水産業、庶民の暮らしは大打撃を受けています。やはり、国民の所得を直接あたためることによって、実体経済を良くしないと真の景気回復はできない、日本経済のまともな発展はないということをおっしゃっているのではないのでしょうか。

さて、1つめの質問は雇用対策です。アベノミクスのいわゆる「第3の矢」＝成長戦略では、解雇の自由化、残業代ゼロなど労働法制のさらなるルールの破壊、規制緩和を打ち出しました。これに対する知事の考えをおうかがいします。あわせて、雇用の維持という点を考えれば労働法制の規制緩和は中止するよう求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

2つめは円安により高騰した燃油や原材料をあつかう農林漁業者への支援についてうかがいます。急激な円安に伴う燃油高騰が漁業や農業の経営を圧迫していることをふまえ、国の緊急対策が実施されることになりました。しかし、農業でも、漁業でも、省エネ対策と一体の制度となっているため、例えば農業では、過去7年のうち5年間の燃料消費の平均値を算出するなど手続きが煩雑になっています。またすでに5年くらい前に省エネ設備を導入している農林漁業者にとっては、さらに省エネにとりくまなければ支援策が利用できないという問題も生じます。政府の施策による急激な円安に伴う燃油の高騰に対する支援という点を考えれば、省エネ設備の導入と分離し、燃油の高騰への直接補助をおこなうよう国に求めるべきではないでしょうか。また、燃油だけでなく、原材料や飼料など円安の影響を受けて高騰しているすべての物品に支援策を講じる必要があると考えますがいかがでしょうか。そして、希望するすべての農林漁業者が支援を受けることができるように、県としての強力な支援も求めたいと思いますがいかがでしょうか。

「景気がよくなればやがて所得は増える」というのがアベノミクスの考え方ようですが、所得が増えていないところに金融操作によって円安をつくり出したことが、燃油の高騰など副作用が生じているそもそもの原因です。所得が増えていけば、円安で燃油や原材料が高くなっても大きな影響を受けることはないでしょう。その点をもみても、国民の所得を増やす政策への転換が必要であることは明らかだと思います。消費税の増税や社会保障費の抑制など、消費を冷え込ませることは絶対にやってはならないことも明確だと思います。そういう立場で国に意見を述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3つめは、中小企業への支援についてうかがいます。

農林水産業の分野では、地産地消が強調されるようになってきました。私は製造業の分野でも地産地消、地産外商にもっと力を入れるべきだと思います。たとえば、先ほどの省エネ設備というのは結局大手メーカーで創られたものが多いのではないのでしょうか。新技術の開発や販路拡大への支援とともに、機械や資材を新しく製造し普及する仕組みを推進するため、開発研究や試作品づくりをおこなう際の支援の充実を図ってはいかがでしょうか。以上、知事におうかがいします。

(知事答弁)

景気対策についてのご質問であります。

まず、労働法制の規制緩和についてであります。このたびの成長戦略は、経済を再生して成長力の強化を目指すものであり、職務や勤務地を絞ったジョブ型正社員制度の普及や、労働時間法制の見直しなどについて、政府の規制改革会議において審議され、答申されたところであり、雇用制度の見直しについては、我が国の経済・雇用政策の基本的な方向性に関わるものであり、国政の場で様々な観点から十分に議論されるべきものと考えております。

今後、国における議論の動向を注意深く見守ってまいりたいと存じます。

次に、燃油等の高騰に対する支援についてであります。国の現行制度は、農業については、単

年度の措置であるなどの点があることから、継続的で分かりやすい制度となるよう、全国知事会等を通じ、国へ改善を提案してまいりたいと考えております。

また、燃油高騰をはじめ、円安による影響は、農林水産業だけでなく、多方面にわたることから、県として全ての物品や農林漁業者に対する支援は、困難と考えているところであります。

次に、所得を増やす政策についてであります。私は、政府の取組が着実な景気の回復に繋がり、賃金の上昇や雇用の拡大に波及することを期待しております。

また、消費税増税については、人口減少、超高齢社会を迎え、持続可能な社会保障制度の構築には、安定的な財源の確保が不可欠であります。このようなことから、お話のような立場で、国に対して意見を申し述べることは考えていないところであります。

次に、製造業分野の地産地消等についてであります。県内企業の新技術・新製品の研究開発や販路開拓については、平成20年に造成した「きらめき岡山創成ファンド」を活用し、昨年度までに143件の研究開発等を支援したところであります。また、工業技術センターにおいても、ものづくり試作開発支援事業として、製品化を目指した企業等との共同研究を行っております。

今後とも、県内企業のニーズの把握に努めるとともに、こうした支援の取り組みをさらに進め、新たな製品開発を行う県内企業をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 再質問

(森協議員)

ご答弁ありがとうございました。まずは雇用問題について再質問したいと思いますが、所得が増えないという中でいろんな問題が起こっているという風に思うんですね。そういうところに第三の矢が放たれようとしているわけですが、例えば知事の答弁にもありました、職種や地域を限定するいわゆる限定正社員の制度の導入だとか、さらには解雇問題について金銭で解決できるようにしようとか、事務労働者に対して労働時間の規制を緩和して残業代は払わなくていいようにする仕組みをつくるだとか、これまでずっとにされてきた雇用のルールをですね、さらに無くしてしまおうという内容であって、まさに解雇自由の毒矢だと私ども思っております。

多様な働き方の実現というふうに言われておるわけですが、結局派遣労働の拡大だとか長時間ただ働きを合理化して、企業が労働者を必要に応じて使い分けをし、また首切りもできるなど人件費コストを削減する、ここに大きな狙いがある、世界一企業が活動しやすい国どころか働く人が世界一住みにくい国にされてしまいかねない、こういう問題も認識していただきたいというふうに思っています。

さて、質問なんですけれども、知事は先日も経済団体への採用枠の拡大の要請に回っていただきましたし、提案説明の中でも就職説明会やカウンセリングを行って、一人でも多くの若者が就職できるようにと述べられました。これらの取り組みというのは本当に敬意を表したいと思っておりますが、同時に一方では国は雇用の規制緩和を進めようというわけですから、県の知事先頭に立ってやっておられているような取り組みだとか、あるいは若者たちの就職に対する努力をまさに困難に

してしまうような状況を作ることになる。そういう事態が起ころうとするわけで注意深く見守るということだけではなく、やはりこれは問題じゃないかということを書いていただくのが県の責任だと、私思います。その点について、どうでしょうか。是非、意見を述べていただきたいと思っております。

(知事答弁)

雇用について、国が進めようとしていることについてもう少し積極的に関わるべきではないか、それが県の責任なのではないかというご質問に対するお答えをいたします。雇用に関することに関しましては、当然ながら個人としての思い、一人ひとりの労働者の生活のこと人生のことを考えて、できるだけもう少し安心して働いてもらいたい、そういった個人の思いをそのまま制度にしていく、経済学のこれまでの100年、200年程度の歴史の中で、よかれと思って入れた制度が当初の目的にそぐわないどころか場合によっては逆効果になるようなことは、これまで何度も報告されてきたところでございます。国としてもできるだけ将来の日本のために、将来の日本を支える労働者のためにいい制度は何かということで模索していると私は信じております。私自身は国の制度に関しては特に県としても申すよりも、県としてできることをしっかりやるのが私の責任ではないかと考えております。

(森協議員)

燃油高騰に関する再質問をさせていただきます。引き続き制度の改善を提案していきたいということですので、それはそれでまだ固まっていない部分もありますから、ぜひ漁業者、農業者の方々、あるいは製造業者の方々もたくさんあって、その声を代弁していただきたいというふうに思っております。その中でですね、漁業者、農業者の方の要望というのは、直接燃油に補助してくれよという要望もあるかと思っております。その点についてはどうですか。そういう思いはありませんか。

(知事答弁)

直接補助をしてほしい、それについてどのように考えているかというご質問であります。個別のお話をお伺いするとたいていの場合において、それは大変だ、なんとかしてあげたいと思うわけでありましてけれども、後でいろいろ聞いてみるとそれをすると別の団体との公平性が問題になる、もしくはこれまでしてきたこととの整合がつかなくなるといったことがあるというのを、私知事に就任してから随分勉強したところでございます。私とすればそれぞれの県民のみなさんができるだけ不安なく、生活ができるよう仕事ができるようできることはしたいという思いは常にあるわけでございますけれども、それまでの県の施策と整合がつくように、それから限られた財源の中できちんと回せるようにがんばっていきたいと思っております。

(森協議員)

県民の暮らしを守る立場で、是非お願いします。

### 3. 公契約条例について

次に、公契約条例について質問します。低価格競争、低賃金競争の問題が指摘されて久しく、官公需においても「適正な価格」が認識されるようになり、様々な議論や工夫がおこなわれています。

まず、知事は指針骨子（案）で「コスト意識」を強調されますが、官公需における「適正な価格」という問題をどのように考えておられるでしょうか。また、官公需における低価格化、労働者の低賃金化の問題をどう考えておられるでしょうか。うかがいます。

官公需の適正化のため、県発注の公共工事においても様々な取組をされてきたと承知しています。これまでの取組のなかで効果を発揮していること、および課題について、土木部長にうかがいます。

私は、地方自治体が締結する契約は、豊かで安心して暮らせる地域社会、知事に言わせれば「生き生き岡山」と言うのでしょうか、元気な地域の実現に寄与するものではないと考えます。これは、日本で最初に公契約条例を制定した野田市の条例にも盛り込まれていますが、大多数の方は賛同できるのではないのでしょうか。そういう官公需・公契約をめざして適正化をはかるためには、様々なルールの改善とともに、透明性をいかに確保するかが大切だと思います。

これまでの県の考え方を整理し、さらに広く関係者や専門家、県民の意見も聴きながら、公契約条例として整理し、透明化の向上をはかってはいかがでしょうか。知事にうかがいます。

（知事答弁）

お答えいたします。

公契約条例についてのご質問であります。

まず、官公需のうち適正な価格等についてであります。官公需においては、限られた財源を最大限有効に生かすために、公正な競争を確保した上で、良質な公共サービスが提供できるよう、原材料コストや労務単価の変動等を踏まえた適正な価格を設定することが重要であると考えております。

また、景気の低迷や公共事業の削減等により競争が過度に激化し、低価格化が進んだ場合には、労働者の低賃金化や公共サービスの品質低下につながるおそれもあり、発注者、受注者の双方にとって好ましいことではないと考えております。

（土木部長答弁）

取組の効果等についてであります。県発注の公共工事では、これまでに最低制限価格を引き上げるなどの入札制度の見直しを行ってきたところであります。

また、今年4月に設計労務単価を実勢に合わせて改訂し、さらに6月からは最低制限価格や低入札価格調査制度における調査基準価格等を見直したところであり、公共工事に携わる労働者の賃金アップに寄与するものと期待しております。

公共工事に関しては、工事の品質確保を図りつつ、入札における競争性を確保することが重要であると考えておりますが、過度の低価格受注は、粗雑工事につながるだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化などを招くおそれがあることから、今後とも入札の状況や工事の実施状況等を注視してまいりたいと存じます。

（知事答弁）

次に、所見についてであります。賃金などの労働条件については、公契約の下における労働であるか否かにかかわらず、労働基準法等の労働関係法令で定められている範囲内において、労使間で自主的に決定することが原則とされております。

公契約条例の制定については、こうした原則を踏まえるとともに、国における公契約に係る議論の動向や他県の取組等も注視しながら検討する必要があると考えております。以上でございます。

(森協議員)

#### 4. 原発避難者等への支援について

次は、原発避難者等への支援について質問します。

昨年6月の通常国会で「原発事故子ども・被災者支援法」が議員立法として成立しました。成立からすでに1年経過しているわけですが、法にもとづく施策は進んでいません。国に対し、「原発事故子ども・被災者支援法」にもとづく施策の早期実施を求めていただきたく思いますがいかがでしょうか。知事にうかがいます。

次に、福島第一原発の事故による放射能汚染や東日本大震災によりから岡山県へ避難して来られている方々への支援についてうかがいます。2月議会でわが党の氏平議員が質問した際、知事から「岡山を選んでよかったと思っていただけるようしっかり応援していきたい」との答弁がありました。応援の内容について、その後何らかの検討が進んでいることを期待しながら、この際、私の方からも提案させていただきます。

私はこの間、福島県あるいは関東圏域から避難されている方々のお話をうかがいました。市町村によってはどこに相談して良いのかわからない、窓口の対応が十分でないようなところもあるようです。最近でも岡山へ来られる方がいるということでしたので、県およびすべての市町村に、ワンストップで対応がなされるよう、あらためて徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

支援団体とつながっている方は、そこで交流し情報を得ることもできていますので、避難者をひとりぼっちにしないようにすることも大切だと思いました。支援団体の一覧を県、市町村の窓口置き、相談に来られた方に渡せるようにすることも必要だと思いましたが、いかがでしょうか。併せて危機管理監にうかがいます。

原発事故直後から、岡山におられる方の中には、現在のような生活がいつまで続くのかわからない不安、家庭の状況や家族関係の悩みに押しつぶされそうになっている方も少なくありません。メンタルケアも大事な支援のひとつだと感じました。市町村とも連携して必要な支援がおこなわれるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

また、避難されておられる方々の中には、自分たちの思いが県や市町村職員に理解してもらえないことに、はがゆさやいらだちを感じている方もおられます。県や市町村職員と避難者との体験上のギャップが大きな原因だと思います。県では支援団体とともに避難者の交流会をおこなわれておられますし、支援団体も独自の交流会を実施しています。そのような場に、できるだけ県や市町村

職員も参加し、話をきくことも支援のひとつだと思います。子育てや教育の相談を受けることができる方や保健師さんなど専門職の方にも加わってもらってもっと良いと思います。ぜひそのような機会をつくっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。危機管理監にうかがいます。

最後に、医療に対する支援も不可欠です。自主避難者に対しても甲状腺検査など被曝に係る医療にかかる費用を補助する制度も必要と考えますがいかがでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

(知事答弁)

原発避難者等に対する支援についてのご質問であります。

原発事故子ども・被災者支援法についてであります。国においては、本年3月、同法の趣旨を踏まえ「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」として、原発事故の被災者に対する施策をとりまとめております。

このパッケージには、既存施策のほか本年度予算に盛り込まれた施策が含まれており、本年度から福島県・宮城県の特例区域からの母子避難者等の高速道路無料措置が開始されたほか、健康不安を解消するためのリスクコミュニケーションの強化が図られたところであります。

県としては、これら施策の実施状況など、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(危機管理監答弁)

原発避難者等に対する支援のうち、まず、窓口対応についてであります。県や避難者の多い市町では、ワンストップ相談窓口が設置されておりますが、避難者の気持ちに寄り添った丁寧な対応がなされるよう、様々な機会を通じて、改めて市町村に助言してまいりたいと考えております。また、支援団体の情報につきましては、本年3月、ある・支援団体が、県内の様々な支援団体の活動内容や連絡先、開催されている交流会の情報、住まいや医療に関する情報等を掲載した冊子を取りまとめたことから、県ではこの冊子をすべての避難者と市町村に配布し、情報提供を図ったところであり、引き続き、避難者に対して適切に情報提供してまいりたいと考えております。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

まず、メンタルケアについてであります。保健所では、心の健康に関する不安や悩みに対して、保健師等が相談に応じているほか、必要な場合には、精神科医等による専門的な相談を実施しております。

また、避難されている方々の相談支援等については主に市町村で実施されておりますが、県では市町村と連携して保健所の相談窓口を積極的に周知するとともに、心の面で支援の必要な方々に対し早めの利用を働きかけるなど、引き続き、適切な支援に努めてまいります。

(危機管理監答弁)

次に、避難者交流会についてであります。県では、避難者からの要望に基づいて、避難者同士の交流を主眼とした交流会を平成 23 年度から開催していますが、この交流会には、県職員も参加して、避難者から受けた様々なご要望について、関係部局や市町村に情報提供しているところです。

お話の子育てや教育、保健師などの専門職と話をする機会については、直接要望を受けたことはありませんが、関係部局と協議して、前向きに検討してまいりたいと考えております。

(保健福祉部長答弁)

次に、被ばくに関する医療費補助についてであります。福島県では、これまでに内部被ばく検査を受けた 12 万人を超える方全員が、健康に影響の及ぶ数値ではないと評価されています。

自主避難の方の被ばくは、さらに少ないものと考えられることから、お話の医療費補助については考えておりませんが、健康不安の解消のため、引き続き電話相談などにより、適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

## 再質問

(森協議員)

ご答弁ありがとうございました。危機管理監に質問の前に、「原発事故子ども・被災者支援法」について、ひとこと知事に申し上げておきたいと思えます。内容というのもまだまだ不十分なんです。法律に盛り込まれていることと比べれば、支援策として実施されていることは不十分なんです。もっと勢いよく早く、スピーディーにやってもらうように強く求めていただきたいということをお願いしたいと思えます。

再質問ですが、直接いろんな場で当事者の方からお話を聞いていただく機会もあったかと思いますが、具体的な要望というのはなかなか無かったということもあって、進んでいない面もあるかと思えます。避難されている方々というのは自分たちで何とかしようと一生懸命努力されているわけですね。そういう思いをしっかりと取り取るというのも行政機関の大事な役割だと思いますので、今後も、危機管理監おっしゃっていただきましたけれども、しっかりと情報をきいて、県としてできることを積極的に提案するというような姿勢も大事だと思うんです。その点についても併せて、今後の決意も含めてお願いしたいと思えます。

(危機管理監答弁)

お答えいたします。避難者の方々の声を聴かれての再質問でございますけれども、これまでも交流会、県の方でも開催いたしておまして、その交流会では参加者の方からアンケートを採らせていただきまして、そこで具体的なご要望でありますとか、こういう機会についてこうした方がいいのではないかというご提案もいただきまして、そのアンケートの中では今の交流会のやり方はありがたい、あるいはこういう交流会で自分は家に閉じこもっていたんだけどこうして来て、いろんな方と交流できてよかったという声も伺っているところでございます。今後とも避難者の方々の声をしっかりと県に届けましてしっかりと対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

(森協議員)

## 5. 倉敷駅付近連続立体交差事業について

次に、倉敷駅付近連続立体交差事業についてうかがいます。

もともと、この事業は倉敷駅周辺の街づくりをどうするか、倉敷チボリ公園もあったわけですが、街づくりと一体で提起された事業でした。ですから、倉敷市が主体となった街づくりの構想がまずつくられたわけです。

ところが、問題になっている第2区画整理事業が思うように進まないという事情が生じました。第3～5区画はますます先行きが見えない状況です。

幸い駅の北側は、アウトレットモールの影響もあり、一定の賑わいがありますが、美観地区につづく駅南側は、かつての賑わいがなくなってしまって寂しい限りです。「早くなんとかしてほしい」という気持ちは大きいものがありますが、だからと言って連続立体交差事業先にありきというのは本末転倒した話です。ここは立ち止まって、落ち着いて考えるべきだと思います。

まず、倉敷市の街づくり構想と、その実現可能性をはっきりさせるべきではないでしょうか。県の試算で609億円という事業費投入は、県内の他の道路や河川事業に大きな影響をおよぼすことは以前の議会で答弁があった通りです。それだけに、県民を説得できる倉敷市の構想を示してもらう必要があると思いますが、いかがでしょうか。

またその際、連続立体交差事業の完成まで最短でも17年という長い年月が必要で、その間、倉敷駅南は今のような寂しい状態が続くというのが本当にいいのか、それよりも連続立体にこだわらず、すでに都市計画決定されている地下道方式に着手し、早期に街づくりにとりくみ、商店のにぎわいをとりもどすという案も対置して、市民の冷静な意見をきくよう倉敷市に助言することも必要だと思いますがいかがでしょうか。併せて知事にうかがいます。

工事に係る経費に関しては、「国の交付金もある」との意見もあります。確かにそうですが、交付金は補助金ではありません。満額交付される保証はなく、不足分は県や市のさらなる負担増になるおそれもあると思います。知事が強調する「コスト意識」という観点からみて、県当局の認識はいかがでしょうか。土木部長にうかがいます。

(知事答弁)

お答えいたします。

倉敷駅付近連続立体交差事業についてのご質問であります。

倉敷市のまちづくり構想等についてであります。倉敷駅付近連続立体交差事業は、市にとって、土地区画整理事業等と一体となった駅周辺のまちづくりを進める上で重要な事業と位置付けられており、県の対応方針を定めるに当たっては、倉敷市をはじめ関係者と十分協議を行った上で、適切に対応してまいります。そうした協議の中で、市の考えを十分お聞きしたいと考えております。

また、倉敷市へ助言してはとのご提案ですが、今後、市がどのように対応するかについては、市において適切に判断されるものと考えております。

以上でございます。

(土木部長答弁)

認識についてであります。交付金の要求に当たっては、道路、河川、街路等のそれぞれの事業の必要性を国に説明するなど、所要額の確保に努めているところであります。

年度ごとの交付金は必ずしも満額交付されるものではないことから、執行に当たっては、コスト削減を図りながら緊急性や重要性を精査し、必要な事業を計画的に実施しているところであります。

## 再質問

(森協議員)

再質問をさせていただきたいと思えます。県がですねどういう問題意識を持ってこの事業に臨んでいるのか、事業に関わっているのかというのが非常に大事だと思うんですね。今おっしゃったのは、十分協議してもらおうように市の考え方を尊重しながらということなんですけれども、県も連続立体については認めていると言いましょうか、経過があるわけですね。認めている経過があるわけです。ところが今、まちづくり計画そのものが頓挫してしまっているという状況の中で、まちづくりのスケジュールやあるいは構想またその実現可能性をやはり先に出してくれよと、去年の再評価会議直前にそのことを求めた。ところが出てきたのはまた期限がすごく延びますよというような内容であって、私たち外から見てですね、本当にこれできるのかというような内容だったと思えます。そういうふうになってる中で、連続立体交差の構想そのものが県として続けよう、構想自体が生きているんですよというよりも、早く止めるべきだという判断をしてあげるのが倉敷市にとってもいいんじゃないかとということをおもは度々も言っているわけです。

この間の経過をもう一度踏まえていただいて、連続立体というのは県の事業ですから、県がきちんと意思表示するべきだと思いますよ。また、協議をする材料を集めるためにも県の方からこういう議論をもっとしてくださいというアドバイスもするべきだと思うんです。その点どうですか。倉敷市任せにしていいんですか。

(知事答弁)

倉敷駅付近連続立体交差事業については、もう倉敷市に止めるよう言った方がいいのではないかと質問についてでございますが、これは県の事業ではありますけれども、倉敷市にとっても大切な事業でございます。県の直轄地というものは岡山県には存在しておりませんで、すべての場所はどこかの市町村になっているわけでございます。その当該市町村、地元の方々の意見を十分お伺いするのは当然のことだと考えております。この事業については倉敷市と十分協議をしながら、進めていきたいと思えます。

(森協議員)

少し質問を変えたいと思えます。費用対効果が1を切るという結果が出たんですよ。1を切るような事業を倉敷市は突き進めてほしいとおっしゃっているところです。それは、要望として受けとめるべきものですが、それだけに倉敷市は、県民のみなさんに説得力ある、事業をやるのがこんなに大きな効果があるんです、倉敷市にとってもいいんです、みなさんにとってもいいん

ですというような、説得力ある何か要素を出してこないといけないと思うんですね。その辺りのアドバイスというのはされているのでしょうか。

(知事答弁)

費用対効果等に関して、倉敷市に対してアドバイスをしているかという質問でございますけれども、今岡山県がしておりますのはこれまでの答弁で申し上げましたとおり、このB/Cの計算結果が出て、その数字について公表し、今倉敷市の方にご説明をしているところでございます。その先のアドバイスまではしていないと承知をいたしております。いずれにしましても、倉敷市と十分協議をして、納得を得たいと考えております。

(森協議員)

協議をしていただくというのは大事なことですから、それはそれで結構なことなんです。けれども、B/Cを算出したその結果1を切ったと。1を切った事業を実行するというのは、我々県民から見たら無駄遣いじゃないかと判断してしまうわけですね。ただ、B/Cの計算そのものはいくつかに限定された計算ですから、そこに入ってこないものについての効果というのはプラスであっても反映されない。そのプラスになる要素ですね、他にあるのかということ倉敷市さんにおいて、きちんと説明するべきだと思うんです。そういう議論が倉敷市においてされているのでしょうか。その辺り、どう見られていますか。

(知事答弁)

B/Cの計算について、計算に入ってこない要素も含めて、説明をしているのかというご質問に関しましては、B/Cの計算に用いた主に交通に関する要素、それに入っていない要素、国の研究的な試算がどういうものであったか、それがどういう理由で国のB/Cの計算の法則の中に入らなかったか、そういったことについては、倉敷市の方にご説明をさせていただいていると承知をいたしております。

(森協議員)

次の質問に入る前に、一言だけ先程の高架事業について言っておきますが、ちょっと意味が伝わってなかったし、私の質問が悪かったのかなという思いもあるんですけども、B/Cが1を切るような事業をやろうということを倉敷市はおっしゃっているわけで、それだけにですね、別の効果、こういう効果があるんだということを倉敷市が説明するべきである、という意味ですので、今後の議論という点ではその点も強めていただきたいと思います。

(森協議員)

## 6. 鳥獣保護センターについて

最後に、鳥獣保護センターについて伺います。先日、岡山市北区京山の池田動物園に県が委託している鳥獣保護センターを訪ねる機会がありました。そこでは獣医師さん1人が、傷ついた野生鳥

獣のお世話を懸命にされていました。30分ほどのお話しを伺っているあいだにも、3本の電話がかかり、その対応にも追われていました。

そこで、せめてもう1人職員が配置できるよう、委託料の増額をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。また、ここにはレントゲンがないとのことには驚きました。レントゲンがあれば、たとえば羽が折れた鳥が運び込まれた場合、どこがどのように骨折しているか、すぐに分かり適切な治療ができます。レントゲンなど必要な設備の充実をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。併せて環境文化部長にお伺いします。

(環境文化部長答弁)

鳥獣保護センターについてですが、本県においては、国の指針に基づき、お話しのとおり池田動物園と自然保護センターを鳥獣保護センターに指定し、野生の傷病鳥獣の保護・看護を行っているところです。

今年度、池田動物園へは委託料として約850万円を支出することとしていますが、この金額は、業務内容からも妥当と考えております。

また、平成23年度には、施設の一部拡充を行っておりますが、その際は予算の制約もあり、動物園とも協議の上、傷病鳥獣のリハビリ室や鳥類の飛行訓練棟など緊急性・必要性の高いものから整備を実施し、レントゲン機器については導入を見送ったものです。

なお、レントゲン撮影が必要な場合には、近隣の民間施設の協力を得て対応しております。更なる委託料の増額や設備の充実については、今後の状況を見ながら研究してまいりたいと存じます。

## 再質問

(森協議員)

再質問させていただきます。せめてもう1人ですね、職員さんを配置してほしいという理由ですが、1つは獣医師さんの研修をしていただくという機会も大事だと思いますし、またいろいろな面での負担軽減を図るということも大切なことだと思うんですね。気が休まるような時間も少しはとるべきだと思うんです。

あそこにはいろんな鳥獣が持ち込まれることはご存じだと思います。基本的には希少動物ということにはなっているんですけども、子どもたちが持ち込んだ場合に、対象じゃないからだめですよという風に断ることもできないことがありますし、やっぱりきちんと受け取って、その病気あるいはけがをした鳥獣が治癒するまで面倒がみられるように、そういう経過を子どもたちは見守っておられますから、子どもへの命の教育という点についても大事だと思いますし、動物愛護の精神を養うという点でも非常に役に立つ施設だと、教育上の役に立つ施設でもあると。そういう点も考えていただいて、正規の獣医師さん1人雇えというのはなかなか難しいかもわかりませんが、助手的な人でもいいかと思うんですが、その辺りも含めて実情をよく聴いていただいて、研究じゃなくて検討を是非踏み込んでいただきたいと思います。もう一度お願いします。

(環境文化部長答弁)

お答えいたします。現在の委託料のあくまで予算上の措置、積算の根拠でございますけれども、

その積み上げとしては、獣医師さんのほか飼育員というかたちで、獣医師の資格がない方の人件費というものを入れまして、一応 2 名分を積算しております。ただ総体の委託料の中での人員配置につきましては動物園さんにお任せしておりますので、適正な人員配置をなされるようお願いをしまいたいと思います。以上でございます。